



県章

# 山形県公報

令和4年2月15日(火)  
第280号

毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 漁獲共済の契約締結の申込みについての同意成立の届出……………(水産振興課) …… 83
- 公共測量の終了の通知……………(農村計画課) …… 85
- 県営土地改良事業の施行に伴う工事の完了……………(村山総合支庁農村計画課) …… 同
- 同……………(同) …… 同
- 民有保安林の指定施業要件の変更……………(森林ノミクス推進課) …… 同
- 県道の供用の開始……………(庄内総合支庁建設総務課) …… 86
- 同……………(同) …… 同
- 公共測量の実施の通知……………(県土利用政策課) …… 87
- 公共測量の実施の変更の通知……………(同) …… 同
- 公共測量の終了の通知……………(同) …… 同
- 同……………(同) …… 同
- 県営住宅の利便性係数及び近傍同種の住宅の家賃……………(建築住宅課) …… 88
- 県営住宅の駐車場の使用料の額……………(同) …… 94
- 県証紙売りさばき業務の廃止の届出……………(会計局) …… 96

### 教育委員会関係

#### 規 則

- 市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則…………… 同

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

- 令和3年10月31日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨…………… 97

### 公 告

- 大規模小売店舗の変更の届出……………(商業・県産品振興課) ……109
- 一般競争入札の公告……………(病院事業局) ……111

## 告 示

### 山形県告示第85号

次の加入区に係る漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第2項の規定による漁獲共済に係る共済契約の締結の申込みをすることについての同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

令和4年2月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 加入区の名称

## 酒田市中心部加入区

## (2) 加入区の区域及び漁業の区分

- イ 加入区の区域 酒田市北部加入区、酒田市南部加入区、酒田市浜中加入区及び酒田市宮野浦加入区の区域以外の酒田市の区域（飛島を除く。）
- ロ 漁業の区分 総トン数10トン未満の漁船によりいか釣り漁業を主とする漁業、小型機船底びき網漁業（総トン数15トン未満の漁船によるものをいう。以下同じ。）、沖合底びき網漁業（総トン数15トン以上75トン未満の漁船によるものをいう。）及び小型いか釣り漁業（総トン数5トン以上30トン未満の漁船によるものをいう。以下同じ。）

## 2 (1) 加入区の名称

## 酒田市中心部加入区

## (2) 加入区の区域及び漁業の区分

- イ 加入区の区域 酒田市北部加入区、酒田市南部加入区、酒田市浜中加入区及び酒田市宮野浦加入区の区域以外の酒田市の区域（飛島を除く。）
- ロ 漁業の区分 総トン数10トン未満の漁船により主として刺網を使用して営む漁業

## 3 (1) 加入区の名称

## 酒田市南部加入区

## (2) 加入区の区域及び漁業の区分

- イ 加入区の区域 酒田市高見台、若宮町、緑ヶ丘及び十里塚の区域
- ロ 漁業の区分 総トン数10トン未満の漁船により主として刺網を使用して営む漁業、小型機船底びき網漁業及び小型いか釣り漁業

## 4 (1) 加入区の名称

## 飛島法木加入区

## (2) 加入区の区域及び漁業の区分

- イ 加入区の区域 酒田市飛島字法木の区域
- ロ 漁業の区分 総トン数10トン未満の漁船によりいか釣り漁業を主とする漁業

## 5 (1) 加入区の名称

## 飛島中村加入区

## (2) 加入区の区域及び漁業の区分

- イ 加入区の区域 酒田市飛島字中村の区域
- ロ 漁業の区分 総トン数10トン未満の漁船によりいか釣り漁業を主とする漁業

## 6 (1) 加入区の名称

## 飛島勝浦加入区

## (2) 加入区の区域及び漁業の区分

- イ 加入区の区域 酒田市飛島字勝浦の区域
- ロ 漁業の区分 総トン数10トン未満の漁船によりいか釣り漁業を主とする漁業

## 7 (1) 加入区の名称

## 鶴岡市鼠ヶ関加入区

## (2) 加入区の区域及び漁業の区分

- イ 加入区の区域 鶴岡市五十川、温海、大岩川、小岩川、早田及び鼠ヶ関の区域
- ロ 漁業の区分 総トン数10トン未満の漁船により刺網若しくははえ縄を使用して、又は釣りによって営む漁業を主とする漁業であって鶴岡市早田の区域の者が営むもの

## 8 (1) 加入区の名称

## 鶴岡市鼠ヶ関加入区

## (2) 加入区の区域及び漁業の区分

- イ 加入区の区域 鶴岡市五十川、温海、大岩川、小岩川、早田及び鼠ヶ関の区域
- ロ 漁業の区分 総トン数10トン未満の漁船により刺網若しくははえ縄を使用して、又は釣りによって営む漁業を主とする漁業であって鶴岡市鼠ヶ関の区域の者が営むもの

**山形県告示第86号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和4年2月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域  
南陽市宮内地内、長井市芦沢地内、東置賜郡高畠町大字元和田地内及び同郡川西町大字上奥田地内
- 2 公共測量を実施した期間  
令和3年8月6日から同年10月29日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（基準点測量）

**山形県告示第87号**

県営土地改良事業の施行に伴う工事を次のとおり完了した。

令和4年2月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

事 業 名	地 区 名	工事完了年月日
農 村 地 域 防 災 減 災 事 業	鶴 沢 地 区	令和3年11月19日

**山形県告示第88号**

県営土地改良事業の施行に伴う工事を次のとおり完了した。

令和4年2月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

事 業 名	地 区 名	工事完了年月日
水利施設整備事業（基幹水利施設保全型）	村 山 北 部 地 区	令和4年1月14日

**山形県告示第89号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

令和4年2月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
酒田市・遊佐町（以上1市1町について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
  - イ 立木の伐採の方法
    - (イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
酒田市・遊佐町（以上1市1町について次の図に示す部分に限る。）
    - (ロ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - (ハ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ニ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

- 2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
酒田市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐は、択伐による。
- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 3 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
酒田市・遊佐町（以上1市1町について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的  
飛砂の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課並びに酒田市役所及び遊佐町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**山形県告示第90号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において令和4年2月15日から同年3月1日まで縦覧に供する。

令和4年2月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 吹浦酒田線
- 2 供用開始の区間 酒田市上本町1番25から  
同 83番3まで
- 3 供用開始の期日 令和4年2月15日

**山形県告示第91号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において令和4年2月15日から同年3月1日まで縦覧に供する。

令和4年2月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 酒田松山線
- 2 供用開始の区間 酒田市本町一丁目35番1から  
同 39番2まで  
酒田市上本町1番10から  
同 2番8まで
- 3 供用開始の期日 令和4年2月15日

**山形県告示第92号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年2月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
東根市
  - 2 公共測量を実施する期間  
令和4年1月20日から同年3月11日まで
  - 3 作業の種類  
公共測量（基準点測量）
- 

**山形県告示第93号**

令和3年7月県告示第633号（公共測量の実施の通知）により告示された公共測量について、高島町長から次のとおり変更して実施する旨の通知があった。

令和4年2月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

公共測量を実施する期間

（変更前） 令和3年7月26日から同年9月30日まで

（変更後） 令和3年7月26日から令和4年1月21日まで

---

**山形県告示第94号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省東北地方整備局新庄河川事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和4年2月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域  
立谷沢川流域（最上郡大蔵村の一部及び東田川郡庄内町の一部）  
寒河江川流域（西村山郡西川町の一部）
  - 2 公共測量を実施した期間  
令和3年11月9日から同年12月28日まで
  - 3 作業の種類  
公共測量（航空レーザ測量、デジタル空中写真撮影）
- 

**山形県告示第95号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、高島町長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和4年2月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域  
東置賜郡高島町大字福沢地内
  - 2 公共測量を実施した期間  
令和3年7月26日から令和4年1月21日まで
  - 3 作業の種類  
公共測量（基準点測量）
-

山形県告示第96号

山形県県営住宅条例（昭和37年3月県条例第23号）第11条第2項及び第3項の規定により、公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第2条第1項第4号に規定する数値（以下「利便性係数」という。）及び同条例第11条第1項ただし書に規定する近傍同種の住宅の家賃を次のように定め、令和4年4月1日から施行し、令和3年2月県告示第101号（県営住宅の利便性係数及び近傍同種の住宅の家賃）は、令和4年3月31日限り廃止する。

令和4年2月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

住 宅 名	1戸当たり 住戸専用面積 平方メートル	利便性係数	近傍同種の 住宅の家賃 円	摘 要
県営鈴川第2アパート1号	44.4	0.94	19,200	風呂無し
県営鈴川第2アパート2号	44.4	0.88	19,200	
県営鈴川第2アパート3号	44.4	0.94	18,700	
県営鈴川第2アパート4号	44.4	0.94	19,200	
県営鈴川第2アパート5号	44.4	0.94	18,700	
県営五十鈴アパート1号	51.2	0.94	25,700	風呂無し
県営五十鈴アパート2号	51.2	0.94	25,700	
県営五十鈴アパート3号	51.2	0.94	25,700	
県営南山形アパート1号	49.6	0.88	25,700	
県営南山形アパート2号	63.1	0.93	52,500	
県営南山形アパート3号	49.6	0.93	62,800	風呂無し
県営南山形アパート4号	63.1	0.93	62,300	
県営南山形アパート5号	51.3	0.93	67,300	
県営馬見ヶ崎アパート1号	64.8	0.93	79,900	
県営馬見ヶ崎アパート2号	51.3	0.93	67,300	
県営松町アパート1号	64.8	0.93	79,900	風呂無し
県営松町アパート2号	59.3	0.95	35,200	
県営松町アパート3号	59.3	0.95	35,200	
県営宮町アパート1号	57.1	0.99	42,000	
県営宮町アパート2号	58.4	0.99	43,000	
県営宮町アパート3号	63.9	0.99	46,500	風呂無し
県営宮町アパート4号	71.5	0.99	51,300	
県営深町アパート1号	61.0	0.99	42,900	
県営深町アパート2号	64.2	0.99	44,800	
県営深町アパート3号	66.5	0.95	43,300	
県営深町アパート4号	66.5	0.95	45,900	風呂無し
県営深町アパート5号	62.6	0.95	45,600	
県営深町アパート6号	64.2	0.95	46,100	
県営深町アパート7号	64.2	0.95	46,000	
県営深町アパート8号	64.2	0.95	46,500	
県営深町アパート9号	62.6	0.95	45,300	風呂無し
県営深町アパート10号	64.2	0.95	45,900	
県営深町アパート11号	62.6	0.95	45,200	
県営深町アパート12号	64.2	0.95	45,800	
県営深町アパート13号	62.6	0.95	45,200	
県営深町アパート14号	64.2	0.95	45,800	風呂無し
県営深町アパート15号	62.6	0.95	43,200	

	64.2	0.95	43,800	
県営きたまちアパート1号	66.5	0.98	71,700	
	69.9	0.98	79,100	
	73.1	0.98	82,300	
県営きたまちアパート2号	66.5	0.98	71,700	
	69.9	0.98	79,100	
	73.1	0.98	82,300	
県営きたまちアパート3号	66.5	0.98	71,700	
県営あたごアパート	71.9	1.00	105,500	
県営東山住宅	58.6	0.90	100,100	
	61.5	0.90	103,000	
	70.9	0.90	112,600	
県営十日町アパート	53.9	1.03	87,800	
	54.0	1.03	87,900	
	55.1	1.03	88,900	
	65.6	1.03	97,400	
	65.7	1.03	97,600	
県営飯塚住宅	55.4	0.93	84,700	平成24年度 <sup>しゅん</sup> 竣工
	67.0	0.93	99,600	同
	55.4	0.93	87,300	平成25年度 <sup>しゅん</sup> 竣工
	67.0	0.93	102,600	同
県営太田町アパート1号	60.3	0.97	95,800	
	74.0	0.97	113,100	
県営太田町アパート2号	60.3	0.97	95,800	
	74.0	0.97	113,100	
県営太田町アパート3号	60.3	0.97	95,300	
	74.0	0.97	112,600	
県営太田町アパート4号	60.3	0.97	95,300	
	74.0	0.97	112,600	
県営春日アパート1号	57.1	1.02	43,300	
	58.4	1.02	44,400	
	63.9	1.02	48,000	
県営春日アパート2号	61.0	1.02	44,600	
	64.2	1.02	46,600	
県営春日アパート3号	61.5	1.02	94,400	
	75.6	1.02	108,800	
県営中田第1アパート1号	54.7	0.99	77,900	
	68.2	0.99	91,800	
県営中田第1アパート2号	55.4	0.99	78,900	
	68.8	0.99	92,900	
県営中田第1アパート3号	56.4	0.99	79,500	
	69.9	0.99	93,800	
県営中田第1アパート4号	62.1	0.99	93,200	
	75.4	0.99	107,600	
県営中田第1アパート5号	62.1	0.99	93,300	
	75.4	0.99	107,900	
県営中田第1アパート6号	62.1	0.99	93,300	
	75.4	0.99	107,900	
県営中田第2アパート1号	54.6	0.95	31,100	

県営中田第2アパート2号	55.7	0.95	31,400	
県営玉の木アパート	55.7	0.95	38,300	
県営成島アパート1号	58.0	1.01	43,200	
県営成島アパート2号	61.0	1.01	49,200	
	64.2	1.01	51,400	
県営米沢中央アパート1号	68.7	1.10	52,700	
県営米沢中央アパート2号	68.7	1.06	52,700	
県営相生アパート1号	69.2	1.02	85,200	
県営相生アパート2号	72.9	1.02	90,200	
県営相生アパート3号	72.9	1.02	96,700	
県営城北アパート1号	50.1	1.00	66,700	
	51.1	1.00	67,700	
	63.1	1.00	79,800	
県営城北アパート2号	50.1	1.00	66,700	
	51.1	1.00	67,700	
	63.1	1.00	79,800	
県営美原アパート1号	74.2	1.04	57,700	
県営美原アパート2号	40.5	1.04	42,500	
	77.0	1.04	58,700	
県営美原アパート3号	40.5	1.04	44,700	
	77.0	1.04	61,800	
県営美原アパート4号	44.4	1.04	43,900	
	79.4	1.04	61,400	
県営東部アパート1号	55.7	0.99	35,300	
県営東部アパート2号	55.7	0.99	35,300	
県営東部アパート3号	58.0	0.99	36,600	
県営茅原アパート1号	63.5	0.96	44,800	
県営茅原住宅	63.5	0.96	44,800	
県営茅原アパート2号	58.4	0.96	45,500	
	63.9	0.96	49,200	
	71.5	0.96	54,300	
県営茅原アパート3号	61.0	0.96	51,500	
	64.2	0.96	53,800	
県営城南アパート1号	62.6	0.97	50,600	
	64.2	0.97	51,300	
県営城南アパート2号	62.6	0.97	50,600	
	64.2	0.97	51,300	
県営末広アパート1号	69.3	0.99	97,600	
県営末広アパート2号	69.3	0.99	97,600	
県営末広アパート3号	69.3	0.99	97,600	
県営大西町住宅	51.9	1.02	83,100	平成22年度 <sup>しゅん</sup> 竣工
	64.7	1.02	99,800	同
	72.4	1.02	111,000	同
	51.9	1.02	81,500	平成23年度 <sup>しゅん</sup> 竣工
	68.3	1.02	103,100	同
県営川南アパート1号	51.2	0.99	66,300	
県営川南アパート2号	51.2	0.99	68,100	
県営川南住宅3号	54.6	0.99	77,400	
県営川南住宅4号	54.6	0.99	84,400	



県営川南アパート5号	55.7	0.99	82,800
県営こがねアパート1号	63.5	1.01	43,600
県営こがね住宅	63.5	1.01	43,600
県営こがねアパート2号	58.4	1.01	42,200
	63.9	1.01	45,600
	71.5	1.01	50,300
県営こがねアパート3号	61.0	1.01	46,800
	69.5	1.01	48,900
県営東泉アパート1号	61.0	0.99	47,900
	64.2	0.99	50,000
県営東泉アパート2号	62.6	0.99	52,300
	64.2	0.99	52,800
県営東泉アパート3号	62.6	0.99	52,500
	64.2	0.99	53,000
県営鳥海アパート1号	53.5	1.01	82,900
	69.2	1.01	100,200
県営鳥海アパート2号	53.5	1.01	83,000
	69.2	1.01	100,400
県営鳥海アパート3号	54.5	1.01	106,500
	56.1	1.01	107,900
	65.4	1.01	120,200
	67.0	1.01	121,600
	70.2	1.01	125,600
県営新橋アパート	53.9	1.01	90,900
	68.2	1.01	108,700
県営北新町アパート	55.0	1.00	74,300
	64.3	1.00	82,000
県営三吉町アパート1号	51.2	0.92	28,500
県営三吉町アパート2号	54.6	0.92	32,300
県営三吉町アパート3号	55.7	0.92	34,500
県営若葉東アパート1号	62.8	0.94	40,900
県営若葉東アパート2号	63.5	0.94	41,300
県営若葉東アパート3号	57.1	0.94	42,800
	58.4	0.94	43,900
	63.9	0.94	47,400
県営南寒河江アパート1号	62.6	0.93	50,200
	64.2	0.93	50,800
県営南寒河江アパート2号	62.6	0.93	51,300
	64.2	0.93	51,900
県営塩水アパート1号	57.0	0.98	83,300
	70.7	0.98	99,300
県営塩水アパート2号	57.0	0.98	83,300
	70.7	0.98	99,300
県営塩水アパート3号	57.0	0.98	83,300
	70.7	0.98	99,300
県営塩水アパート4号	57.0	0.98	81,300
	70.7	0.98	97,000
県営塩水アパート5号	57.0	0.98	81,300
	70.7	0.98	97,000

県営塩水アパート6号	57.0	0.98	81,300	
	70.7	0.98	97,000	
県営土屋倉アパート1号	51.8	0.95	32,800	
		0.89	32,800	風呂無し
県営土屋倉アパート2号	51.8	0.95	32,800	
県営土屋倉アパート3号	53.7	0.95	33,700	
		0.89	33,700	風呂無し
県営金生アパート	44.4	0.98	14,400	
県営鷲ヶ袋アパート1号	54.6	0.96	31,500	
		0.90	31,500	風呂無し
県営鷲ヶ袋アパート2号	55.7	0.96	35,100	
県営長清水アパート1号	69.4	0.97	97,200	
県営長清水アパート2号	69.4	0.97	97,200	
県営長清水アパート3号	67.7	0.97	96,500	
県営長清水アパート4号	67.7	0.97	96,500	
県営長清水アパート5号	67.7	0.97	96,500	
県営長清水アパート6号	70.1	0.97	99,500	
県営長清水アパート7号	70.1	0.97	99,500	
県営長清水アパート8号	70.1	0.97	102,100	
県営長清水アパート9号	70.1	0.97	102,100	
県営楯岡アパート	54.6	0.94	32,600	
		0.88	32,600	風呂無し
県営楯岡中町アパート	63.7	0.93	89,600	
県営小出アパート1号	55.7	0.94	35,000	
県営小出アパート2号	58.0	0.94	36,800	
県営成田アパート	58.4	0.91	41,600	
	63.9	0.91	44,900	
	71.5	0.91	49,600	
県営屋城町アパート	61.4	0.99	75,300	
	61.8	0.99	75,500	
	72.2	0.99	88,600	
県営日光アパート1号	55.5	0.98	75,100	
	62.9	0.98	84,700	
県営日光アパート2号	55.5	0.98	77,100	
	62.9	0.98	86,800	
県営日光アパート3号	55.5	0.98	80,000	
	62.9	0.98	89,000	
県営日光アパート4号	55.5	0.98	82,400	
	62.9	0.98	92,700	
県営日光アパート5号	55.5	0.98	84,800	
	62.9	0.98	95,400	
県営長岡アパート1号	63.4	0.99	94,800	
	75.9	0.99	109,700	
県営長岡アパート2号	63.4	0.99	94,800	
	75.9	0.99	109,700	
県営長岡アパート3号	58.3	0.99	84,300	
	70.6	0.99	98,300	
県営長岡アパート4号	58.3	0.99	84,300	
	70.6	0.99	98,300	

県営交り江アパート1号	62.8	0.96	44,500	
県営交り江アパート2号	62.8	0.96	44,500	
県営天童駅西アパート1号	61.0	0.96	47,500	
	64.2	0.96	49,700	
県営天童駅西アパート2号	61.0	0.96	47,500	
	64.2	0.96	49,700	
県営天童駅西アパート3号	61.0	0.96	47,800	
	64.2	0.96	49,900	
県営天童駅南アパート1号	66.5	1.02	57,500	
県営天童駅南アパート2号	66.5	1.02	57,500	
	69.9	1.02	62,900	
	73.1	1.02	65,400	
県営天童南部アパート1号	66.3	1.01	99,300	
	70.1	1.01	102,500	
	77.6	1.01	114,100	
	79.9	1.01	114,300	
県営天童南部アパート2号	70.1	1.01	102,500	
	79.9	1.01	114,300	
県営天童南部アパート3号	66.3	1.01	99,300	
	77.6	1.01	114,100	
	79.9	1.01	114,300	
県営天童南部アパート4号	70.1	1.01	100,100	
	79.9	1.01	111,800	
県営天童南部アパート5号	70.1	1.01	100,100	
	79.9	1.01	111,800	
県営東根中央アパート1号	62.6	0.98	50,500	
	64.2	0.98	51,000	
県営東根中央アパート2号	62.6	0.98	50,800	
	64.2	0.98	51,500	
県営東根中央アパート3号	62.6	0.98	52,100	
	64.2	0.98	52,800	
県営尾花沢アパート	62.6	0.98	54,800	
	64.2	0.98	55,600	
県営関ロアパート1号	57.2	0.97	77,800	
	68.0	0.97	87,300	
県営関ロアパート2号	57.3	0.97	94,400	
	68.3	0.97	106,200	
	68.6	0.97	108,500	
県営関ロアパート3号	57.3	0.97	90,700	
	57.7	0.97	91,900	
県営桜木アパート1号	59.3	0.98	35,900	
県営桜木アパート2号	59.3	0.98	35,900	
県営芦沢アパート	52.8	0.84	15,600	風呂無し
県営近江アパート1号	62.6	0.99	53,400	
	64.2	0.99	54,000	
県営近江アパート2号	64.6	0.99	65,400	
県営近江アパート3号	64.6	0.99	65,400	
県営中原アパート1号	53.4	0.99	87,500	
	69.4	0.99	107,600	

県営中原アパート2号	53.4	0.99	88,200	
	69.4	0.99	108,400	
県営長崎アパート	62.8	0.99	40,100	
県営谷地アパート1号	59.3	0.90	36,500	
県営谷地アパート2号	71.1	0.94	102,300	
県営左沢アパート	59.3	0.85	40,500	
県営大石田アパート	59.4	0.87	42,500	
県営あけぼのアパート	50.3	0.87	64,800	
	56.8	0.86	69,000	
	63.7	0.86	76,400	
	70.3	0.86	82,100	
県営糠野目アパート	51.2	0.92	32,100	
県営糠野目第2アパート	62.6	0.92	50,200	
	64.2	0.92	50,800	
県営大町アパート	58.0	0.90	41,700	
県営館之北アパート	53.3	0.90	57,400	
	67.4	0.90	69,600	
	70.7	0.90	72,400	
県営小国アパート1号	58.0	0.87	37,300	
県営小国アパート2号	59.4	0.87	40,000	
県営白鷹アパート	55.7	0.86	41,400	
県営宝前町住宅	74.1	0.86	30,400	平成元年度 竣工
	77.0	0.86	31,600	同
	77.8	0.86	32,000	同
	74.1	0.86	28,800	平成2年度 竣工
	77.0	0.86	29,900	同
	77.8	0.86	30,200	同
県営あらとアパート1号	74.4	0.96	106,900	
県営あらとアパート2号	77.9	0.96	112,000	
県営飯豊アパート	59.4	0.92	45,000	
県営狩川アパート	58.0	0.79	37,500	
県営余目アパート	62.6	0.81	52,100	
	64.2	0.81	52,800	
県営遊佐アパート	59.3	0.87	40,900	

山形県告示第97号

山形県県営住宅条例（昭和37年3月県条例第23号）第25条の3第1項に規定する使用料を次のように定め、令和4年4月1日から施行し、平成31年3月県告示第198号（県営住宅の駐車場の使用料の額）は、令和4年3月31日限り廃止する。

令和4年2月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

住 宅 名	使用料の額（円）
県営鈴川第2アパート1号、2号、3号、4号及び5号	1,800
県営五十鈴アパート1号、2号及び3号	1,800
県営南山形アパート1号、2号、3号、4号及び5号	1,500
県営馬見ヶ崎アパート1号及び2号	1,800
県営桜町アパート1号及び2号	1,800

県営宮町アパート1号、2号、3号及び4号	1,900
県営深町アパート1号、2号、3号及び4号	1,900
県営きたまちアパート1号、2号及び3号	1,800
県営あたごアパート	1,900
県営東山住宅	1,300
県営十日町アパート	2,300
県営飯塚住宅	1,500
県営太田町アパート1号、2号、3号及び4号	1,200
県営春日アパート1号、2号及び3号	1,400
県営中田第1アパート1号、2号、3号、4号、5号及び6号	1,300
県営中田第2アパート1号及び2号	1,300
県営玉の木アパート	1,300
県営成島アパート1号及び2号	1,500
県営米沢中央アパート1号及び2号	1,900
県営相生アパート1号、2号及び3号	1,300
県営城北アパート1号及び2号	1,300
県営美原アパート1号、2号、3号及び4号	1,500
県営東部アパート1号、2号及び3号	1,500
県営茅原アパート1号、2号及び3号並びに県営茅原住宅	1,400
県営城南アパート1号及び2号	1,400
県営末広アパート1号、2号及び3号	1,300
県営大西町住宅	1,400
県営川南アパート1号、2号及び5号並びに県営川南住宅3号及び4号	1,400
県営こがねアパート1号、2号及び3号並びに県営こがね住宅	1,600
県営東泉アパート1号、2号及び3号	1,500
県営鳥海アパート1号、2号及び3号	1,400
県営新橋アパート	1,400
県営北新町アパート	1,400
県営三吉町アパート1号、2号及び3号	1,300
県営若葉東アパート1号、2号及び3号	1,400
県営南寒河江アパート1号及び2号	1,300
県営塩水アパート1号、2号、3号、4号、5号及び6号	1,400
県営土屋倉アパート1号、2号及び3号	1,400
県営金生アパート	1,500
県営鷲ヶ袋アパート1号及び2号	1,400
県営長清水アパート1号、2号、3号、4号、5号、6号、7号、8号及び9号	1,300
県営楯岡アパート	1,300
県営楯岡中町アパート	1,300
県営小出アパート1号及び2号	1,200
県営成田アパート	1,200
県営屋城町アパート	1,200
県営日光アパート1号、2号、3号、4号及び5号	1,500
県営長岡アパート1号、2号、3号及び4号	1,600
県営交り江アパート1号及び2号	1,600
県営天童駅西アパート1号、2号及び3号	1,700
県営天童駅南アパート1号及び2号	1,700
県営天童南部アパート1号、2号、3号、4号及び5号	1,700
県営東根中央アパート1号、2号及び3号	1,600
県営尾花沢アパート	1,200

県営関口アパート1号、2号及び3号	1,300
県営桜木アパート1号及び2号	1,400
県営近江アパート1号、2号及び3号	1,500
県営中原アパート1号及び2号	1,300
県営長崎アパート	1,500
県営谷地アパート1号及び2号	1,400
県営左沢アパート	1,100
県営大石田アパート	1,200
県営あけぼのアパート	1,200
県営糠野目アパート	1,400
県営糠野目第2アパート	1,300
県営大町アパート	1,300
県営館之北アパート	1,100
県営小国アパート1号及び2号	1,100
県営白鷹アパート	1,100
県営宝前町住宅	1,100
県営あらとアパート1号及び2号	1,200
県営飯豊アパート	1,100
県営狩川アパート	1,100
県営余目アパート	1,100
県営遊佐アパート	1,100

**山形県告示第98号**

山形県証紙条例施行規則（昭和39年4月県規則第34号）第16条第1項の規定により、次のとおり証紙の売りさばき業務を廃止する旨の届出があった。

令和4年2月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

売りさばき人		売りさばき所の所在地	廃止年月日
名称及び代表者氏名	所在地		
さがえ西村山農業協同組合 代表理事組合長 安孫子 常哉	寒河江市中央工業団地75番地 西村山郡河北町溝延504番地	寒河江市大字島字島東230番地	令和 4. 2. 28
		西村山郡河北町溝延504番地	

**教育委員会関係**

**規 則**

市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年2月15日

山 形 県 教 育 委 員 会  
 教 育 長 菅 間 裕 晃

**山形県教育委員会規則第2号**

市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

（市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則の一部改正）

第1条 市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則（昭和31年11月県教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第1条の2中「、第3号」を「、第3号、第6号の2（同号申請をするときに提出すべき書類の欄に限る。）」に改める。

（山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則の一部改正）

第2条 山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則（昭和40年4月県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表中 「 (6) 婚姻 7日以内 」 を

(6) 婚姻	7日以内		に改める。
(6の2) 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年度につき5日（当該通院等が体外受精その他県教育委員会が定める不妊治療に係るものである場合にあつては、10日）以内	県教育委員会が、その事実を確認する必要があると認められる場合にあつては、当該事実を確認することができる書類	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会関係

告 示

山形県選挙管理委員会告示第6号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第1項の規定により、令和3年10月31日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨を次のとおり公表する。

令和4年2月15日

山形県選挙管理委員会  
委員長 粕谷真生

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和3年10月31日執行衆議院小選挙区選出議員選挙（山形県第1区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 23,668,900円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	遠藤利明	候補者届出政党 又は所属党派	自由民主党	期間	令和3年7月26日から 令和3年11月12日まで	第1回分
出納責任者氏名	土門英嗣					
収入				支出		
主たる寄附				人件費 885,000円		
氏名 （氏名） （団体名）	（職業）	（寄附額）		家屋費 2,372,080		
		新風会	資金管理団体	4,500,000円	選挙事務所費 1,724,330	
自由民主党山形県第一選挙区支部	政党支部	4,500,000		集合会場費 647,750		
その他の寄附 0件 0				通信費 1,064,604		
その他の収入 0				交通費 0		
今回計 9,000,000				印刷費 2,508,000		
前回計 0				広告費 1,122,880		
総計 9,000,000				文具費 124,242		
				食糧費 103,903		
				休泊費 0		
				雑費 153,262		
				今回計 8,333,971		
				前回計 0		
				総計 8,333,971		

	項目	金額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	269,850円
	ビラの作成	476,000円
	ポスターの作成	1,172,300円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	164,742円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	207,968円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	198,625円
	計	2,489,485円

報告書受理年月日	令和3年11月15日	第1回報告分
----------	------------	--------



候補者氏名	遠藤利明	候補者届出政党 又は所属党派	自由民主党	期間	令和3年8月2日から 令和3年12月3日まで	第2回分
出納責任者氏名	土門英嗣					
収入				支出		
主たる寄附				人件費	0円	
〔氏名〕 〔団体名〕	(職 業)	(寄附額)	0円	家屋費	62,878	
				選挙事務所費	62,878	
				集会会場費	0	
				通信費	166,546	
				交通費	0	
				印刷費	0	
				広告費	675,400	
				文具費	0	
				食糧費	0	
その他の寄附	0件		0	休泊費	0	
その他の収入			0	雑費	87,754	
今回計			0	今回計	992,578	
前回計			9,000,000	前回計	8,333,971	
総計			9,000,000	総計	9,326,549	

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	0円
	ビラの作成	0円
	ポスターの作成	0円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円
	計	0円

報告書受理年月日	令和3年12月3日	第2回報告分
----------	-----------	--------

候補者氏名	原 田 和 広	候補者届出政党 又は所属党派	立憲民主党	期間	令和3年10月3日から 令和3年10月30日まで	第1回分
出納責任者氏名	木 村 正 弘					
収 入				支 出		
主たる寄附				人 件 費		
（氏名）				家 屋 費		
（団体名）				選挙事務所費		
（職 業）				集 合 会 場 費		
（寄附額）				通 信 費		
立憲民主党山形県総支部連合会	政党支部		79,996円	交 通 費		16,292
立憲民主党	政党		5,000,000	印 刷 費		1,278,000
				広 告 費		549,421
				文 具 費		76,092
				食 糧 費		164,891
その他の寄附	1件		5,000	休 泊 費		0
その他の収入			0	雑 費		101,730
今 回 計			5,084,996	今 回 計		2,865,758
前 回 計			0	前 回 計		0
総 計			5,084,996	総 計		2,865,758

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	266,000円
	ビラの作成	462,000円
	ポスターの作成	550,000円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	109,828円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	207,968円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	198,625円
	計	1,794,421円

報告書受理年月日	令和3年11月15日	第1回報告分
----------	------------	--------

候補者氏名	原 田 和 広	候補者届出政党 又は所属党派	立憲民主党	期間	令和3年10月11日から 令和3年12月17日まで	第2回分
出納責任者氏名	木 村 正 弘					
収入				支出		
主たる寄附				人件費	0円	
〔氏名〕 〔団体名〕	(職 業)	(寄附額)	0円	家屋費	268,191	
				選挙事務所費	186,219	
				集会会場費	81,972	
				通信費	33,330	
				交通費	0	
				印刷費	0	
				広告費	1,479,419	
				文具費	5,500	
				食糧費	0	
その他の寄附	0件		0	休泊費	0	
その他の収入			0	雑費	16,500	
今回計			0	今回計	1,802,940	
前回計			5,084,996	前回計	2,865,758	
総計			5,084,996	総計	4,668,698	

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	0円
	ビラの作成	0円
	ポスターの作成	0円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円
	計	0円

報告書受理年月日	令和3年12月28日	第2回報告分
----------	------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和3年10月31日執行衆議院小選挙区選出議員選挙（山形県第2区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 23,816,300円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	加藤 健一	候補者届出政党 又は所属党派	国民民主党	期間	令和3年10月4日から 令和3年11月10日まで	第1回分
出納責任者氏名	和田 甚矢					
収入				支出		
主たる寄附				人件費 821,600円		
氏名 （団体名）	（職業）	（寄附額）		家屋費 981,484		
				選挙事務所費 744,984		
国民民主党	政党	3,000,000円		集会会場費 236,500		
国民民主党山形県第2区総支部	政党支部	4,000,000		通信費 291,112		
国民民主党山形県総支部連合会	政党支部	1,000,000		交通費 66,542		
和田廣	会社役員	200,000		印刷費 1,964,490		
その他の寄附 0件				広告費 2,635,750		
その他の収入 300,000				文具費 13,343		
今回計 8,500,000				食糧費 110,544		
前回計 0				休泊費 314,390		
総計 8,500,000				雑費 220,745		
				今回計 7,420,000		
				前回計 0		
				総計 7,420,000		

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	265,300円
	ビラの作成	476,000円
	ポスターの作成	906,000円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	109,828円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	207,968円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	198,000円
	計	2,163,096円

報告書受理年月日	令和3年11月15日	第1回報告分
----------	------------	--------

候補者氏名	加藤 健一	候補者届出政党 又は所属党派	国民民主党	期間	令和3年10月15日から 令和3年11月25日まで	第2回分
出納責任者氏名	和田 甚矢					
収入				支出		
主たる寄附				人件費	0円	
〔氏名〕 〔団体名〕	(職 業)	(寄附額)	0円	家屋費	0	
				選挙事務所費	0	
				集合会場費	0	
				通信費	96,501	
				交通費	0	
				印刷費	0	
				広告費	0	
				文具費	0	
				食糧費	0	
その他の寄附	0件		0	休泊費	0	
その他の収入			0	雑費	0	
今回計			0	今回計	96,501	
前回計			8,500,000	前回計	7,420,000	
総計			8,500,000	総計	7,516,501	

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	0円
	ビラの作成	0円
	ポスターの作成	0円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円
	計	0円

報告書受理年月日	令和3年12月6日	第2回報告分
----------	-----------	--------

候補者氏名	鈴木 憲 和	候補者届出政党 又は所属党派	自由民主党	期間	令和3年10月18日から 令和3年12月15日まで	第1回分
出納責任者氏名	平 井 悠 策					
収入				支出		
主たる寄附				人件費	1,689,400円	
〔氏名〕 〔団体名〕	(職 業)	(寄附額)		家屋費	199,800	
				選挙事務所費	121,200	
自由民主党山形県第二選挙区支部	政党	7,013,368円		集会会場費	78,600	
				通信費	1,344,068	
				交通費	0	
				印刷費	2,012,218	
				広告費	1,083,049	
				文具費	0	
				食糧費	52,000	
その他の寄附	0件	0		休泊費	55,310	
その他の収入		38,700		雑費	15,018	
今回計		7,052,068		今回計	6,450,863	
前回計		0		前回計	0	
総計		7,052,068		総計	6,450,863	

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	269,850円
	ビラの作成	476,000円
	ポスターの作成	1,233,368円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円
	計	1,979,218円

報告書受理年月日	令和3年11月15日	第1回報告分
----------	------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和3年10月31日執行衆議院小選挙区選出議員選挙（山形県第3区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 23,420,900円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	阿部ひとみ	候補者届出政党 又は所属党派		期間	令和3年9月25日から 令和3年11月12日まで	第1回分
出納責任者氏名	高橋 義明					
収入				支出		
主たる寄附				人件費		
氏名				人件費		
氏名				家屋費		
氏名				選挙事務所費		
氏名				集会会場費		
氏名				通信費		
氏名				交通費		
氏名				印刷費		
氏名				広告費		
氏名				文具費		
氏名				食糧費		
氏名				宿泊費		
氏名				雑費		
氏名				今回計		
氏名				前回計		
氏名				総計		
阿部ひとみ後援会				政治団体		
ふるさとを愛する会				政治団体		
その他の寄附				0件		
その他の収入				0		
今回計				5,081,325		
前回計				0		
総計				5,081,325		
				今回計		
				前回計		
				総計		

支出のうち公費負担相当額	金額
選挙運動用通常葉書の作成	264,600円
ビラの作成	467,390円
ポスターの作成	1,134,972円
選挙事務所の立札及び看板の類の作成	109,828円
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	207,968円
個人演説会の立札及び看板の類の作成	79,450円
計	2,264,208円

報告書受理年月日	令和3年11月15日	第1回報告分
----------	------------	--------

候補者氏名	阿 部 ひとみ	候補者届出政党 又は所属党派	期間	令和3年10月1日から 令和3年11月25日まで	第2回分
出納責任者氏名	高 橋 義 明				
収入			支出		
主たる寄附			人件費	0円	
〔氏名〕 〔団体名〕	(職 業)	(寄附額)	家屋費	0	
			選挙事務所費	0	
ふるさとを愛する会	政治団体	42,270円	集会会場費	0	
			通信費	42,270	
			交通費	0	
			印刷費	0	
			広告費	0	
			文具費	0	
			食糧費	0	
その他の寄附	0件	0	休泊費	0	
その他の収入		0	雑費	0	
今回計		42,270	今回計	42,270	
前回計		5,081,325	前回計	7,345,533	
総計		5,123,595	総計	7,387,803	

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
		選挙運動用通常葉書の作成
	ビラの作成	0円
	ポスターの作成	0円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円
	計	0円

報告書受理年月日	令和3年11月26日	第2回報告分
----------	------------	--------



候補者氏名	梅木 威	候補者届出政党 又は所属党派	日本共産党	期間	令和3年10月4日から 令和3年11月2日まで	第1回分
出納責任者氏名	村山 淳一					
収入				支出		
主たる寄附				人件費		
〔氏名〕				家屋費		
〔団体名〕				選挙事務所費		
(職業)				集会会場費		
(寄附額)				通信費		
日本共産党山形県委員会	政党	1,000,000円		交通費		
日本共産党鶴岡地区委員会	政党	144,000		印刷費		
				広告費		
				文具費		
				食糧費		
その他の寄附	0件	0		休泊費		
その他の収入		0		雑費		
今回計		1,144,000		今回計		
前回計		0		前回計		
総計		1,144,000		総計		

	項目	金額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	0円
	ビラの作成	0円
	ポスターの作成	0円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円
	計	0円

報告書受理年月日	令和3年11月10日	第1回報告分
----------	------------	--------

候補者氏名	角 田 鮎 子	候補者届出政党 又は所属党派	自由民主党	期間	令和3年9月17日から 令和3年11月13日まで	第1回分
出納責任者氏名	加 藤 正 行					
収入				支出		
主たる寄附				人 件 費		
（氏名）				家 屋 費		
（団体名）				選挙事務所費		
（職 業）				集 合 会 場 費		
（寄附額）				通 信 費		
自由民主党山形県第三選挙区支部	政党	8,000,000円		交 通 費		
				印 刷 費		
				広 告 費		
				文 具 費		
				食 糧 費		
その他の寄附	0件	0		休 泊 費		
その他の収入		0		雑 費		
今 回 計		8,000,000		今 回 計		
前 回 計		0		前 回 計		
総 計		8,000,000		総 計		

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	192,500円
	ビラの作成	476,000円
	ポスターの作成	859,200円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	82,500円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	176,000円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円
	計	1,786,200円

報告書受理年月日	令和3年11月15日	第1回報告分
----------	------------	--------

候補者氏名	角 田 鮎 子	候補者届出政党 又は所属党派	自由民主党	期間	令和3年10月4日から 令和3年11月22日まで	第2回分
出納責任者氏名	加 藤 正 行					
収入				支出		
主たる寄附				人件費	0円	
〔氏名〕 〔団体名〕	(職 業)	(寄附額)	0円	家屋費	3,740	
				選挙事務所費	0	
				集合会場費	3,740	
				通信費	182,298	
				交通費	0	
				印刷費	0	
				広告費	24,200	
				文具費	0	
				食糧費	0	
その他の寄附	0件		0	休泊費	0	
その他の収入			0	雑費	0	
今回計			0	今回計	210,238	
前回計			8,000,000	前回計	8,586,446	
総計			8,000,000	総計	8,796,684	

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	0円
	ビラの作成	0円
	ポスターの作成	0円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円
	計	0円

報告書受理年月日	令和4年1月17日	第2回報告分
----------	-----------	--------

**公 告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業・県産品振興課及び村山総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに天童市役所において令和4年6月15日まで縦覧に供する。

令和4年2月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヨークタウン老野森  
天童市大字老野森404番2

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
三菱UFJリース株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号	柳 井 隆 博

株式会社ヨークベニマル	福島県郡山市朝日二丁目18番2号	真 船 幸 夫
-------------	------------------	---------

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
三菱HCキャピタル株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号	柳 井 隆 博
株式会社ヨークベニマル	福島県郡山市谷島町5番42号	真 船 幸 夫

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社ヨークベニマル	福島県郡山市朝日二丁目18番2号	真 船 幸 夫
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号	矢 野 靖 二
株式会社サンドラッグ	東京都府中市若松町一丁目38番地の1	貞 方 宏 司

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社ヨークベニマル	福島県郡山市谷島町5番42号	真 船 幸 夫
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号	矢 野 靖 二
株式会社サンドラッグ	東京都府中市若松町一丁目38番地の1	貞 方 宏 司

3 変更年月日

(1) 2の(1)に掲げる事項

イ 三菱HCキャピタル株式会社に係るもの 令和3年4月1日

ロ 株式会社ヨークベニマルに係るもの 令和3年2月11日

(2) 2の(2)に掲げる事項 令和3年2月11日

4 届出年月日

令和4年1月26日

5 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和4年6月15日までに知事に提出することができる。

(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見

\_\_\_\_\_

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県立病院総合医療情報システム運用支援業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和4年2月15日

山形県病院事業管理者 大 澤 賢 史

#### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁県立病院課（12階）
- (2) 日時 令和4年3月28日（月） 午前11時30分

#### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県立病院総合医療情報システム運用支援業務 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- (4) 履行場所 仕様書による。
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 令和3年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（令和3年1月29日付け県公報第175号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

- (5) 過去7年以内に、日本国内で300床以上の病床を有する病院における医療情報システムの運用支援業務を履行した実績を有すること。

#### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県病院事業局県立病院課 情報企画担当  
電話番号023(630)2747

#### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

#### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

#### 7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を令和4年3月17日（木）午後3時までに山形県病院事業局県立病院課情報企画担当に提出すること。

(2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、再委託の禁止に関する定め、個人情報の保護に関する定めを設けるものとする。

(3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。

(4) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は効力を有しない。

(5) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required: The total medical information system for Yamagata Prefectural hospitals Operation management and support services: 1 set

(2) Time-limit for tender: 11:30 A.M. March 28, 2022

(3) Contact point for the notice: Prefectural Hospital Division, Hospital Affairs Agency, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023 (630) 2747